

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部

『鎌倉女子大学研究倫理委員会及び倫理審査規程』

(目的)

第1条 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部『鎌倉女子大学研究倫理規程』(以下「規程」という)の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため鎌倉女子大学研究倫理委員会(以下「本委員会」という)を設置する。また、特に研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について審議、調査、検討するため、本委員会の下部組織として研究倫理推進部会(以下「倫理推進部会」という)を別途設置する。

(本委員会の構成員)

第2条 本委員会は次の各号に定める者(以下「委員」という)をもって構成する。

- (1) 学術研究所長、各学部長、大学院研究科長、各学科長、教務部長及び保健センター長
- (2) 学長が選出した専任教職員
- 2 倫理推進部会の構成員等については、別に定める。
- 3 学術研究所長が特に必要と認めたときは、他の教職員や学外の学識経験者を本委員会に出席させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、直ちに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 本委員会に委員長をおく。委員長には学術研究所長をもって充てる。

- 2 委員長は本委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障のあるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行することができる。

(審議事項及び任務)

第5条 本委員会は、次の各号に定める事項について審議する。

- (1) 研究計画の倫理審査等に関する事項
- (2) 規程第15条に定める本学の責務に関する事項
- (3) 規程の運用、解釈に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する重要事項
- 2 本委員会は、必要があると認めるときは、研究者(規程第2条(2)で定める)に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。
- 3 本委員会は、規程第15条第2項に定める苦情及び相談等に対応するものとする。
- 4 本委員会は、研究者に重大な規程違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。
- 5 本委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

(成立及び議決要件)

第6条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。

- 2 前項に拘らず、前条第4項に規定する「重大な規程違反行為」に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長は、説明及び意見聴取のため、研究代表者等の出席を求めることができる。

(利害関係者の出席排除)

第8条 審査に個人的な利害関係を有する者は、その審査に関する議事に、参加することができない。

(倫理審査)

第9条 研究（規程第2条第1項第1号で定める）の代表者（学生が研究代表者の場合はその指導教員）は、原則として倫理上の問題が生じるおそれのある研究（以下「特定研究」という）の実施に先立ち、研究計画倫理審査申請書（別紙様式第1号）を学長に提出し、学長は本委員会にその審査を諮問する。但し、第12条に定める研究においては、この限りでない。

- 2 本委員会は学長より審査を諮問された場合、規程第3条第1項から第4項の各項に掲げる事項に留意して審査し、判定を行うものとする。
- 3 審査の判定区分は、次の各号に定める通りとする。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付き承認
 - (3) 不承認
 - (4) 非該当
- 4 委員長は審査の結果について、答申書（別紙様式第2号）により、速やかに学長に答申するものとする。
- 5 学長は、前項の答申に基づき、審査結果通知書（別紙様式第3号）により、研究代表者に通知するものとする。

(再審査)

第10条 学長は、本委員会の審査の結果に疑義が生じたときは、本委員会に再審査を諮問することができる。

- 2 研究代表者（学生が研究代表者の場合はその指導教員）は、審査の結果に異議あるときは、再審査申立書（別紙様式第4号）により、学長に再審査を求めることができる。但し、再審査の申立は、審査結果通知書が交付された日の翌日から起算して30日以内とする。
- 3 学長は、前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、本委員会に再審査を諮問するものとする。
- 4 本委員会は諮問された再審査を行い、委員長はその結果について、答申書（別紙様式第2号）により、速やかに学長に答申するものとする。
- 5 学長は、前項の答申に基づき、再審査結果通知書（別紙様式第5号）により、研究代表者に通知するものとする。

(研究計画の変更)

第11条 研究代表者（学生が研究代表者の場合はその指導教員）は、特定研究の研究計画等を変更しようとするときは、研究計画変更申請書（別紙様式第6号）を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、委員長と協議の上、必要があると認めるときは、本委員会に審査を諮問するものとする。

(審査の特例)

第12条 学長は、当該審査が緊急を要し且つ審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、本委員会の審査を経ずに判定することができる。但し、学長は事後速やかに、本委員会に報告するものとする。

(研究の検証)

第13条 本委員会は、研究代表者（学生が研究代表者の場合はその指導教員）からその特定研究について報告を求め、調査することができる。この場合において、当該特定研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行わなければならない。

(議事録)

第14条 本委員会の議事は、議事録に記録されなければならない。

2 議事録の作成・保管は、研究支援課が担当する。

(事務担当部署)

第15条 本委員会に関する事務は、研究支援課が担当する。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、本委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 本規程は、平成 23 年 4 月 1 日から制定・施行する。
2 本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改定・施行する。
3 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改定・施行する。
4 本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定・施行する。
5 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定・施行する。
6 本規程は、令和元年 5 月 1 日から改定・施行する。